

12/21
(日)

投票時間は午前7時～午後8時

市議会議員選挙が行われます



▲せんきょくん

市議会議員選挙の投票日は、12月21日(日)です。私たち市民の代表を選ぶ最も身近な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

お問い合わせは、選挙委管理委員会 ☎483-1151 (代表)へ

投票できる人

次の要件をすべて満たしている人が投票できます。ただし、投票する前に転出した人は、投票できません。

- ▶平成6年12月22日までに生まれた日本国民
- ▶26年9月13日までに本市に転入の届け出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人(本市の選挙人名簿に登録されている人)

市内で住所を変更した人は

11月28日(金)までに市内で住所変更の届け出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。それ以降に住所変更の届け出をした人は、旧住所地の投票所で投票してください。

病院や施設に入院・入所している人の投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。詳しくは入院・入所先でご確認ください。

市内で不在者投票ができる病院や施設は次の

とおりです。

▶下総病院、八千代病院、新八千代病院、勝田台病院、セントマーガレット病院、介護老人保健施設ばらの里、しのだの森ホスピタル、東京女子医科大学附属八千代医療センター、八千代リハビリテーション病院、島田台病院、愛生グリーンプラザ八千代、特別養護老人ホームグリーンヒル、特別養護老人ホーム美香苑、特別養護老人ホーム愛生苑、特別養護老人ホーム八千代城、ケアハウスガーデンカルミア、特別養護老人ホームはなみずき、ケアハウスりんどう、特別養護老人ホームほうゆうの里、敬老園ロイヤルヴィラ・ナーシングヴィラ八千代台、グレースコート八千代緑ヶ丘

市外に滞在する人は 事前に投票用紙などの申請を

長期出張などで市外に滞在している人は、八千代市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、滞在する市区町村の選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。

郵送でのやり取りには時間がかかりますので、早めに請求してください。

郵便などによる不在者投票の請求は 12月17日までです

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、障害の内容が次の要件に該当する人、または介護保険被保険者証に要介護「5」と記載されている人は、郵便などによる不在者投票ができます。

【身体障害者手帳を持っている人】

▶両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級の人 ▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級の人 ▶免疫、肝臓障害の程度が1級から3級までの人

【戦傷病者手帳を持っている人】

▶両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人 ▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

投票用紙の請求には、市選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書を添付する必要があります。新たに希望する人は、あらかじめ身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を提示のうえ交付申請をし、証明書の交付を受けてください。

その後、この証明書を添付して、12月17日(水)までに投票用紙などの請求をしてください。

■自分で投票の記載ができない人

郵便などによる不在者投票ができる人で、次の要件に該当する人は、選挙権を有する人に投票に関する記載をさせることができます。

▶身体障害者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が1級と記載されている人 ▶戦傷病者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

代理記載制度を利用するには、事前に届け出をする必要があります。

12月15日(月)から 20日(土)まで 当日、投票に行けない人は期日前投票を 今回からイオンモール八千代緑が丘でも投票できます

投票日に仕事や旅行などで投票できない人は、期日前投票ができます。投票期間は12月15日(月)～20日(土)です。入場整理券が届いていなくても投票できます。届いている場合には裏面の宣誓書を記入してお持ちください。

投票所は右表のとおりです。今回からイオンモール八千代緑が丘でも投票できます。

投票所	時間
市役所別館 2階第1・第2会議室	午前8時30分～ 午後8時
八千代台東南公共センター 5階ホール	
イオンモール八千代緑が丘 3F専門店ミーティングルーム	午前10時～ 午後8時

募集
災害時協力井戸の登録者

災害などで水道施設が使えなくなったときに、復旧するまでの間、周辺の市民に水を提供できる井戸の所有者を募集します。電動・手動など井戸の形態は問いません。

▼登録条件 ①所有者や管理者が日常的に井戸を使用し、今後も引き続き使用する予定である ②利用しやすい場所で、災害時に周辺の市民に水を提供できる ③飲料水や生活用水に使用できる水質で、適切な維持管理がされている ※過去に不適合となった井戸についてはご相談を ▼登録の流れ 11項目の水質検査を行い、適合すれば正式登録となります ▼申し込み 27年1月28日(水)までに住所・氏名・電話番号を、電話で総合防災課 ☎(483)1151へご連絡ください



少年自然の家の野鳥観察室を開放します

自然の中で生息する野鳥の姿をマジックミラー越しに間近で観察できます。利用日当日、少年自然の家へお越しください。小学生以上対象。小・中学生は保護者同伴で。事前申し込み不要。

▼日時 27年1月11日(日)～3月22日(日)午前9時～午後4時(毎月第2・4日曜日は午後3時まで) ※土曜日、第1・3・5日曜日、祝日は休館 (少年自然の家)

郷土博物館 第3回企画展講演会 「絵図が語る八千代の風景」

八千代市域にかかわる絵図などを読み解き、近世八千代の原風景について講演します。先着100人。

▼日時 27年1月12日(初)午後1時30分～3時30分 ▼申し込み 電話か直接郷土博物館 ☎(484)9011へ

場で褒めるのが一番です。

●ダメなものはダメ！ 未成年の飲酒や喫煙は非行の第一歩です。「ダメなもの」の一言が子どもを非行から救います。酒やタバコの害などについて、子どもたちは知識と判断力が不十分です。話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

●夜間の外出は控えましょう 千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、午後1時から午前4時までの間、青少年を外出させないように努めなければなりません。

●青少年相談のご利用を 青少年の非行などの相談に応じます。助言・指導のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。①電話相談 ②来所相談(要予約) ※受付時間は月曜～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時 ▼連絡先 青少年センター/大和田138-12教育委員会庁舎内 ☎(483)2842